千葉市ホームレスの自立の支援等に関する第4次実施計画（案）に対する意見の概要と市の考え方

ご意見の一部は、趣旨を損なわない範囲で整理又は要約して掲載させていただきました。ご了承ください。

No.	該当ページ	修正後の該当ページ	該当箇所	意見	市の考え方	修正の有無
1	3	3	「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）」 特別措置法及び基本方針に基づき実施されるホームレス施策の効果やホームレス数を年１回把握することを目的とした国調査です。	“国調査”は、“全国調査”だと思います。	ここでいう「国調査」は厚生労働省が実施する調査を指しています。 ただ、市民の方への説明として不十分なことから、下記のとおり修正します。 特別措置法及び基本方針に基づき実施されるホームレス施策の効果やホームレス数を年１回把握することを目的とした国の調査です。	有
2	6	6	ホームレスの高齢化による稼働年齢者数の減少に伴い、「仕事減・収入減」が減少していると考えられます。	“稼働年齢者数“という用語に注釈を付けていただけると助かります。例えば”稼働年齢者層（15歳～64歳）“が適切と思います。	ご指摘のとおり修正いたします。	有
3	13	13	ア　巡回相談の実施 ホームレス生活が長くなればなるほど、現状のままで良いと考えるホームレスが増える傾向があるため、ホームレス巡回相談員による巡回相談を実施するとともに、公園、道路、河川等の施設管理者がホームレスを発見した際の情報提供体制を構築し、早期に支援を行う体制を築きます。 ※特に、一定の住居を持たずに生活する「移動型」のホームレスは実態把握が困難なため、公園、道路、河川等の施設管理者と連携し、早期の支援に繋げます。	“※”印が付記されている理由をご説明願います。	補足説明のため、※を付記しております。	無
4	21	21	ホームレス状態に陥る要因として、病気やけが等に起因する離職等が考えられるため、疾病や感染症にかからないようにするための健康支援等が必要です。	この対策は非常に重要だと賛同いたしますが、まず、誰に対して健康支援を行うのか明確にしていただきたい。次に、どのように支援を行うのかの方法も必要と思います。	対象者はご指摘箇所直上に記載のあるとおり、「ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者」「生活状況の変化等で住居を喪失するおそれのある者」です。 また、支援方法は、同項目内に下記のとおり記載があります。 「このため、保健福祉センターの窓口において、生活習慣病等の疾病の早期発見及び早期治療開始に向けた支援として、健康相談や保健指導等の健康支援を行います。また、健康診断を受診する機会が少なく、結核感染のリスクが高い無料低額宿泊所入所者に対し、検診車を派遣して健康診断を実施することにより、結核患者の早期発見及び二次感染の防止を図ります。」	無
5	22	22	（３）非正規労働者等への就労支援 望まない非正規労働を強いられている者に対しては、個々の就労状況、心身の状況、就業能力等を踏まえ、安定した雇用の場の確保に繋がるよう支援することが重要です。 このため、本市では、生活自立・仕事相談センター等と連携し、個々の就業ニーズや就業能力に応じた求人開拓や求人情報の収集を行い、その情報を提供することで安定した雇用の場の確保に繋がるよう支援を行います。 また、公共職業安定所と連携し、ふるさとハローワークにおける職業紹介・職業相談の充実を図るほか、労働相談窓口において、労働に関する各種相談に対応します。	非正規労働者等への就労支援と題して、望まない非正規労働を強いられている者に対して援助をするとしています。現代では、望まない非正規労働者はたくさん存在します。「ホームレスの自立支援」とする本計画書にはそぐわないと思います。	「望まない非正規労働を強いられている者」の中には、本計画の対象者である「生活状況の変化等により住居を喪失するおそれのある者」が含まれると考えております。	無
6	25	25	（４）庁内連携体制の強化 ホームレスの早期発見には、庁内においても連携体制を構築することが不可欠です。 このため、公園、道路、河川等の施設管理者がホームレスを発見した際の福祉部門（保護課等）との連携体制を強化し、早期発見、早期支援に努めます。	庁内連携体制の強化は、公園、道路、河川等の施設管理者にホームレスの発見の協力依頼をするとの趣旨ですが、これらの施設には、県や国が施設管理するものもあります。庁内だけでなく、庁外とも幅広く連携することが必要と思います。	ご指摘のとおり、庁外とも幅広く連携を進めてまいります。 なお、庁外（庁内も含む）との連携について、第３次実施計画の「（２）早期発見に向けた支援」の「ア　巡回相談の実施」において取組項目として設定しており、第４次実施計画でも引き続き取り組みます。	無

なお、本案に直接の関係がない一部のご意見については、記載を省略させていただきますが、貴重なご意見として参考にさせていただきます。